

# UBS原油先物ファンド

追加型投信／海外／その他資産(商品先物)／インデックス型



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、**委託会社のホームページで閲覧できます。**
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

---

**[委託会社]**(ファンドの運用の指図を行う者)

**UBSアセット・マネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス : <https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

**[受託会社]**(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

## 商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

| 商品分類    |        |                   |         | 属性区分                        |      |        |       |                                               |
|---------|--------|-------------------|---------|-----------------------------|------|--------|-------|-----------------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足区分    | 投資対象資産                      | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ | 対象<br>インデックス                                  |
| 追加型     | 海外     | その他資産<br>(商品先物)   | インデックス型 | その他資産<br>(投資信託証券<br>含む有価証券) | 年1回  | 北米     | なし    | その他の指数<br>(UBS CMCI指数<br>WTI原油指数<br>(円換算ベース)) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

### ◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)

資本金／22億円(2024年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,076億円(2024年12月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS原油先物ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月28日に関東財務局長に提出しており、2025年3月1日にその届出の効力が生じております。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

この投資信託は、世界の代表的商品市況を表すUBS CMCI指数のWTI原油指数(円換算ベース)に概ね連動し、WTI原油の先物指数動向を反映する投資成果を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

世界の代表的商品市況を表すUBS CMCI指数のWTI原油指数に価格が連動する上場投資信託証券を含む有価証券を中心に投資を行います。

ベンチマークは、UBS CMCI指数WTI原油指数(円換算ベース)とし、概ね連動させるように運用を行います。

※UBS CMCI指数WTI原油指数とWTI原油先物価格は異なるものであり、値動きが大きく乖離する場合があります。

### ■ UBS CMCI指数のWTI原油指数の特徴

- ・UBS CMCI指数のWTI原油指数は、UBSとBloombergが開発した世界の代表的商品先物指数であるUBS CMCI総合指数におけるWTI原油を、独立して指数化したものです。商品市況におけるWTI原油の先物指数動向を反映する指数です。

※当ファンドにおけるWTI原油とは、UBS CMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、WTI原油(NYMEX)およびWTI原油(ICE)をいいます。

|         |                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「WTIとは」 | 原油取引関係者が注目する代表的銘柄。<br>西テキサス地方で産出されるガソリンを多く取り出せる高品質な原油のこと。<br>産出量は全原油の数パーセントにすぎませんが、原油取引関係者が注目する代表的銘柄です。                                     |
| WTI原油先物 | ・ニューヨーク・マーカンタイル取引所(NYMEX)およびインターコンチネンタル・エクスチェンジ(ICE)に上場している原油先物。どちらの取引所でも同様の先物商品がドル建てで取引されています。<br>・先物指数には、原油価格の他に将来の金利・輸送費用・保管費用等が含まれています。 |

### ■ UBS CMCI指数WTI原油指数(円換算ベース) —《ベンチマーク》

- ・ファンドのベンチマークであるUBS CMCI指数WTI原油指数(円換算ベース)は、UBS CMCI指数のWTI原油指数を委託会社において円換算したものです。

### ■ 原則として為替ヘッジは行いません。

外貨建資産について、原則、為替ヘッジを行いませんので為替変動による影響を受けます。

### ■ UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

UBSアセット・マネジメント・グループはUBSグループの資産運用部門として世界各国に拠点を擁するグローバルな資産運用会社です。

[運用指図に関する権限の委託先の概要]

- ・委託先名称 : UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド
- ・委託する範囲: 有価証券等および通貨の運用

### ■ 主な組入有価証券の概要(2024年12月末現在)

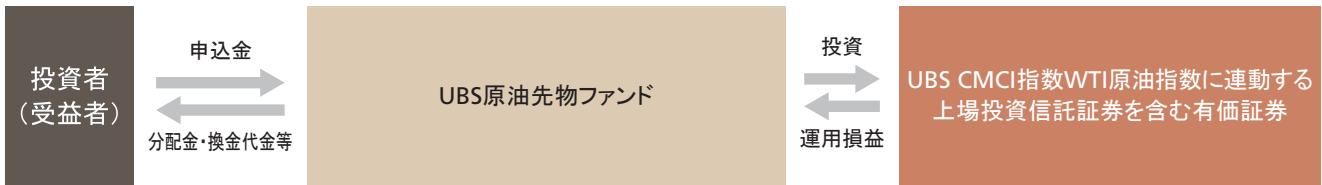
|           |                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組入有価証券の名称 | UBS (CH) Fund Solutions CMCI Oil SF ETF (USD)                                                                                                                                                      |
| 形態        | スイス籍上場投資信託証券(米ドル建て)                                                                                                                                                                                |
| 運用の基本方針   | UBS CMCI指数WTI原油指数に連動することを目指します。                                                                                                                                                                    |
| 管理報酬等     | 純資産総額に対して年率0.26%程度(2024年12月末現在)<br>上記の他、ファンドにかかる事務の処理等に関する費用(訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用)は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。 |
| 投資運用会社    | UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド                                                                                                                                                                            |

※ベンチマークに連動させることを目的として、上記以外の有価証券へ投資する場合があります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ◎ ファンドの仕組み

当ファンドはUBS CMCI指数のWTI原油指数に価格が連動する上場投資信託証券を含む有価証券を中心に投資を行います。



## ◎ 収益分配方針

- ・ 毎決算時(毎年12月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)
- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。  
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。  
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

## ◎ 主な投資制限

- ・ 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

## インデックス掲載に際してのご留意事項

Constant Maturity Commodity Index Family(コンスタント・マチュリティ・コモディティ商品指数、以下、「CMCI」)  
CMCIに関する著作権、およびその他知的財産権はUBSおよびMerQube, Inc.に帰属しており、UBSの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。UBS AGまたはその関係会社(以下、「UBS」という)が情報提供のみを目的として作成したものであり、指数構成銘柄への投資を推奨するものではありません。UBSは、情報の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、UBSは当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### ■ 商品(コモディティ)市場の変動リスク

UBS CMCI指数WTI原油指数の騰落率に価格が連動する有価証券または上場投資信託証券を高位に組入れた場合には、UBS CMCI指数WTI原油指数の変動および商品(コモディティ)市場の変動の影響を大きく受けます。

### ■ 為替変動リスク

世界各国の各種の通貨建有価証券等に投資を行う場合(上場投資信託証券を含む有価証券を通じて外貨建資産に投資する場合を含みます。)には、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

### ■ 上場投資信託証券に関するリスク

上場投資信託証券に投資を行う場合の当該上場投資信託証券の価格は、対象インデックスの値動きと概ね連動するため、インデックスが下落した場合には下落することになり、この場合、ファンドの基準価額も下落します。

## その他の留意点

---

### [クーリング・オフ]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### [分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

### [流動性リスクに関する留意点]

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### [その他]

- ・ ファンドの基準価額は、スイス取引所の休業日等、対象インデックスの値動きに連動しない場合があります。
- ・ ファンドの基準価額の騰落率とベンチマークの騰落率とは必ずしも一致しません。これは、主として、ファンドの資金の出入りと投資対象とする有価証券等の売買タイミングがずれる場合があることや、ファンドにおいて信託報酬等の費用を負担することによるものです。なお、指数の廃止や公表元の破綻等によりベンチマークの参照が困難となった場合等には、運用の基本方針に沿った運用が困難となり、ファンドが償還される場合があります。

## リスク管理体制

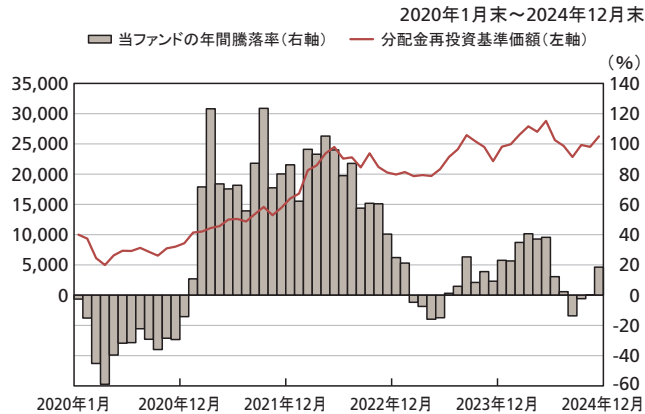
---

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

## (参考情報)

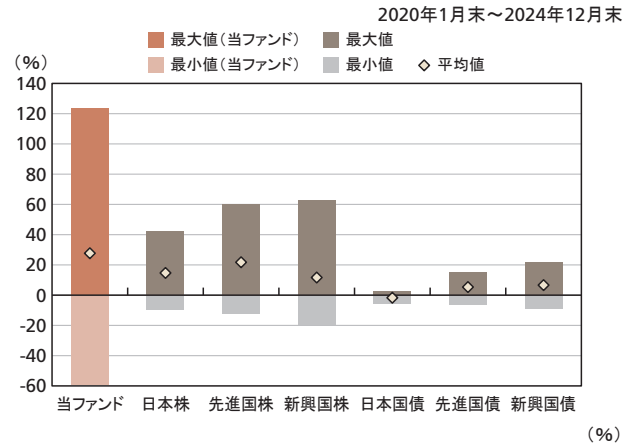
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。  
\* 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|     | 当ファンド  | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 | 123.5  | 42.1  | 59.8   | 62.7   | 2.3   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 | △ 58.9 | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 | 27.7   | 14.7  | 21.7   | 11.7   | △ 1.7 | 5.3   | 6.6   |

\* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

#### ■各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
  - 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
  - 日本国債：NOMURA-BPI国債
  - 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
  - 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円換算ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)  
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債  
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)  
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円換算ベース)  
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移 (2024年12月30日現在)



## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

|          |    |
|----------|----|
| 2020年12月 | 0円 |
| 2021年12月 | 0円 |
| 2022年12月 | 0円 |
| 2023年12月 | 0円 |
| 2024年12月 | 0円 |
| 設定来累計    | 0円 |

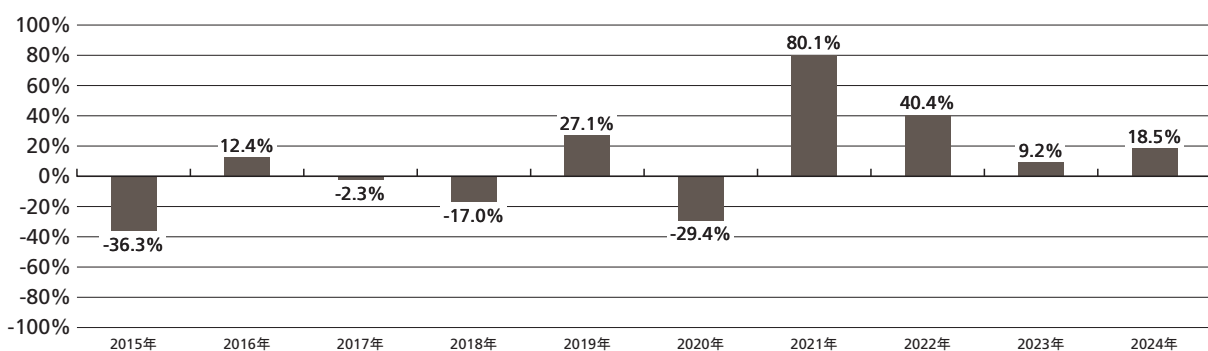
※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

## 主要な資産の状況 (2024年12月30日現在)

### 主要銘柄

| 国/地域 | 種類       | 銘柄名                         | 投資比率   |
|------|----------|-----------------------------|--------|
| スイス  | 投資信託受益証券 | UBS FUND SOLUTIONS CMCI OIL | 99.56% |

## 年間収益率の推移 (2024年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものととして算出。



# 手続・手数料等

## お申込メモ

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位とします。<br>※詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                     |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)                                                                                                                                                                                                                 |
| 購入代金               | 販売会社の定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 換金単位               | 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位とします。                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。                                                                                                                                                                                                                           |
| 換金代金               | 換金申込受付日から起算して原則として6営業日目から販売会社でお支払いします。                                                                                                                                                                                                                           |
| 申込締切時間             | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                             |
| 購入の申込期間            | 2025年3月1日から2025年9月5日まで<br>申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                                                                                                |
| 換金制限               | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入・換金不可日           | ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金申込みの受付は行いません。                                                                                                                                                              |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは購入・換金申込の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込を取消すことがあります。                                                                                                                                                              |
| 信託期間               | 2009年2月16日から2027年12月6日まで<br>※受益者に有利であると認めるときは信託期間の延長をすることができます。                                                                                                                                                                                                  |
| 繰上償還               | 次の場合には、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了(繰上償還)させる場合があります。純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情(この信託の投資対象が上場投資信託証券である場合には当該上場投資信託証券が存在しなくなったときを含みます。)が発生したとき<br>また、UBS CMCI指数のWTI原油指数に連動する上場投資信託証券を含む有価証券が存在しなくなった場合にも、ファンドを終了(繰上償還)させる場合があります。 |
| 決算日                | 原則毎年12月5日(休業日の場合は翌営業日)。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 収益分配               | 年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)                                                                                                                                                                                                                              |
| 信託金の限度額            | 5,500億円を上限とします。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 公告                 | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 運用報告書              | 委託会社は、決算時(毎年12月)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。                                                                                                                                                                                                    |
| 課税関係               | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>益金不算入制度および配当控除は適用されません。                                                                                                                              |

## ファンドの費用・税金

### [ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

| 時期  | 項目      | 費用                                                                                                                                              |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.3% (税抜3.0%) 以内</b> で販売会社が定める率を乗じて得た額を販売会社が定める方法により支払うものとします。<br>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額の <b>0.3%</b>                                                                                                                  |

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 時期  | 項目                                                                                                                                                                                    | 費用                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                   |                    |                    |                    |       |       |       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------|-------|-------|
| 保有時 | 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                                                                      | 当ファンド                                                                                                                                                                                                                                                  | 日々の純資産総額に <b>年率0.814% (税抜年率0.74%)</b> を乗じて得た額とします。<br>配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)                                                                                                                                        |                    |                    |                    |       |       |       |
|     |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                        | <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社*<sup>1</sup></th> <th>販売会社*<sup>2</sup></th> <th>受託会社*<sup>3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.39%</td> <td>0.30%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> | 委託会社* <sup>1</sup> | 販売会社* <sup>2</sup> | 受託会社* <sup>3</sup> | 0.39% | 0.30% | 0.05% |
|     |                                                                                                                                                                                       | 委託会社* <sup>1</sup>                                                                                                                                                                                                                                     | 販売会社* <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                | 受託会社* <sup>3</sup> |                    |                    |       |       |       |
|     | 0.39%                                                                                                                                                                                 | 0.30%                                                                                                                                                                                                                                                  | 0.05%                                                                                                                                                                                                             |                    |                    |                    |       |       |       |
|     | 当ファンドの主な組入<br>有価証券                                                                                                                                                                    | 当ファンドの純資産総額に対して年率0.26%程度<br>(2024年12月末現在、委託会社が試算した概算値)                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                   |                    |                    |                    |       |       |       |
|     | 実質的な負担                                                                                                                                                                                | 当ファンドの純資産総額に対して <b>年率1.074%程度</b>                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                   |                    |                    |                    |       |       |       |
|     |                                                                                                                                                                                       | <p>※運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br/>                     ※当ファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。<br/>                     ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>&lt;役務の内容&gt;</p> |                                                                                                                                                                                                                   |                    |                    |                    |       |       |       |
|     |                                                                                                                                                                                       | <p>*1 委託会社 委託した資金の運用の対価</p> <p>*2 販売会社 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</p> <p>*3 受託会社 運用財産の管理、運用指図実行等の対価</p>                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                   |                    |                    |                    |       |       |       |
|     | その他の費用・<br>手数料                                                                                                                                                                        | 諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                   |                    |                    |                    |       |       |       |
|     |                                                                                                                                                                                       | <p>監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</p> <p>印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</p>                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                   |                    |                    |                    |       |       |       |
|     | <p>実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用</p> <p>売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</p> <p>保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</p> <p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                   |                    |                    |                    |       |       |       |

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## 【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金                                            |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2024年12月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

対象期間: 2023年12月6日～2024年12月5日

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.13%     | 0.81%      | 0.32%     |

(注1) 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

(注2) その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。

(注3) 投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。

(注4) 投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

(注5) 上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

# 追加的記載事項

## UBS CMCI指数WTI原油指数の推移

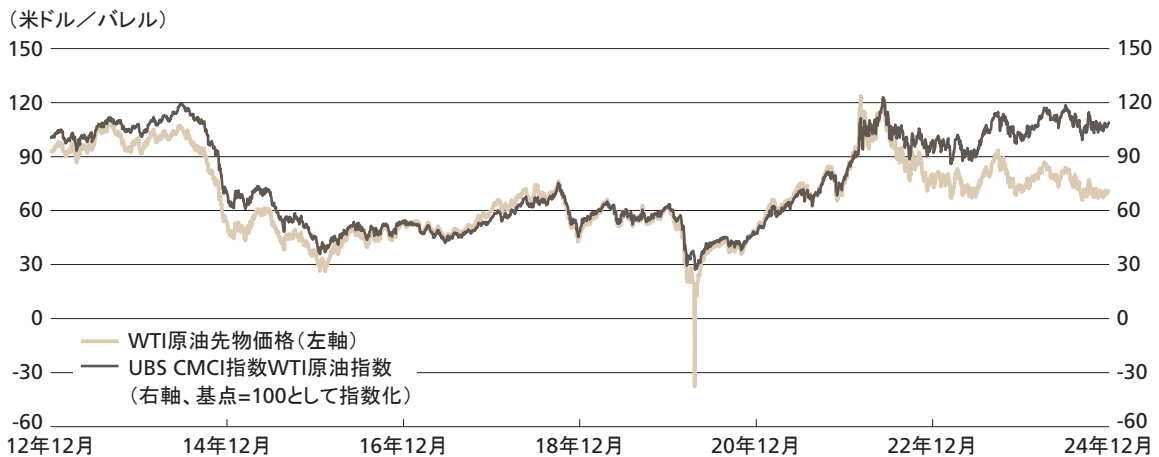
UBS CMCI指数WTI原油指数は、原油先物の3ヵ月～3年物に分散投資し、先物のロールオーバー（限月交代）時の価格差を考慮した（トータルリターン）指数です。そのため、**原油先物価格（直近限月）の価格推移から大きく乖離する場合があります。**

（なお、ファンドのベンチマークは、UBS CMCI指数WTI原油指数（ドルベース）を円換算したものです）

### 【ロールオーバー時の影響について】

- ・ 一般に新聞等で報道される原油先物価格は、直近限月の先物価格を単純につなげたもので、ロールオーバー時の限月間価格差が考慮されていません。
- ・ 原油先物は、保管費用や金利等のコストが考慮されるため、一般に満期までの期間が長い先物の価格が高くなる傾向があります（下図①）。
- ・ この場合、ロールオーバー時には、安い期近物を売り、高い期先物を買うことになるため、その分の影響が出ます。

## ■ WTI原油先物価格、UBS CMCI指数WTI原油指数の推移 （米ドルベース、2012年12月末～2024年12月末）

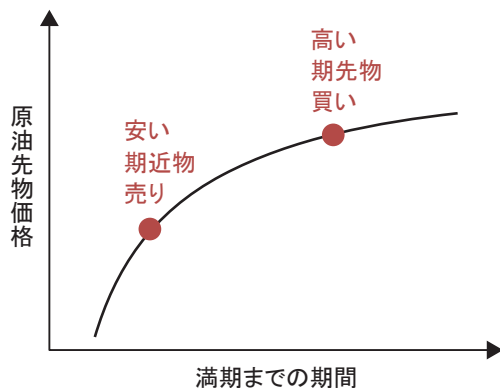


出所：LSEGのデータを基に当社作成。

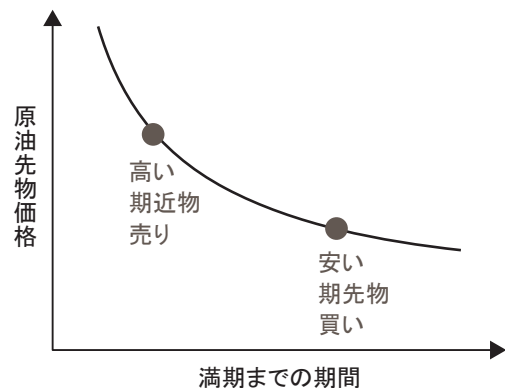
上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

## ■ 先物の期間構造（限月間の価格差）

① 期先物ほど先物価格が高い状態  
（「コンタンゴ」と呼びます）



② 期先物ほど先物価格が低い状態  
（「バックワーデーション」と呼びます）



※ 将来の供給過剰観測等から、原油価格が今後下落すると予想される場合など、市場環境によっては、上図②の状態になることがあります。

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。







